



新年度がスタートし、春の日差しが心地よい季節になりました。新しい環境での生活を始めた方もいらっしゃると思います。下野市障がい児者相談支援センターは、基幹相談支援センター機能を有する体制になって今年で4年目を迎えます。

さらに多くの方に知ってもらい、活用していただけるよう、改めてセンターの役割や機能についてお伝えします。



下野市障がい児者相談支援センターとは

障害者手帳の有無に関わらず、下野市にお住まいの障がいのある方やご家族などが気軽に相談できる窓口です。場所は市役所の社会福祉課内にあります。

センターには、主に2つの機能があります。

- ①相談支援チーム
個別の相談に応じます。
- ②基幹相談チーム
障がい福祉に関するさまざまな課題に着目し、解決の手立てを検討します。



どんな相談員がいるの？

障がいに関するさまざまな相談に対応できるよう、各種専門職が在籍しています。

- ・近隣の福祉施設や精神科病院から出向している社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員
- ・社会福祉課の職員（保健師、社会福祉士）



こんなことを相談できます

☆障害福祉サービスに関すること

「仕事をしたいけれど、働けるかどうか不安」
「そもそも、どんなサービスがあるの？」
「どうやって使うの？」
「掃除や入浴など、身のまわりのことがままならなくて困っている」などの相談に応じます。



☆社会生活力を高めるための支援

お金に関することや余暇活動などの生活に関する相談にも応じます。必要に応じ、専門機関（地域包括支援センター、ひきこもり支援機関など）を紹介します。



☆地域移行、地域定着支援

病院や施設などで長年暮らしている方たちが地域生活に移行するための相談に応じます。ご本人やそのご家族、支援関係者からの相談にも対応し、地域との連絡調整を行います。

☆権利擁護（権利を守る）に関すること

障がいを理由とした差別や虐待に関する相談に応じます。また、成年後見制度の利用支援など、ご本人の財産や権利を守るためのお手伝いをします。



◎その他、生活全般にわたり、幅広く相談を受け付けます。

まずは相談を

➤ご利用方法

〈来所〉市役所1階 9番窓口（社会福祉課内）

※相談員が外出している場合があります。来所の際は、事前のご予約にご協力ください。

〈電話・FAX〉(37)9970

〈メール〉shimotsuke.soudan@topaz.plala.or.jp

〈受付日時〉月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

- ・利用は無料です。
- ・ご自宅などに訪問することも可能です。
- ・ご家族など、ご本人以外から相談していただくことも可能です。
- ・相談内容は、外部にもれることがないよう細心の注意を払い、秘密を厳守します。



メール

